け

Ⅳ. いきいきとした企業活動のために

1. 知識や技術の習得のために

講座・研修	内 容	時期等
①決算指導講習会	区内中小企業の個人事業主を対象に記帳指導、決算書 作成指導を行い、適正な申告を指導する講習会を行い ます。	3月上旬~ 3月中旬頃
②経営セミナー	区内商工業経営者及び幹部社員に対し、経営管理上の 専門知識と基礎的教養を高めるために実施していま す。	月1回 1、3月を除く
③起業家塾の開催	区内在住·在勤者で起業(開業)を目指している方や、 起業をしたが会社経営について学びたい方を対象に、 起業に必要な基本知識(経営・財務など)を習得する ための講習を行います。	9月~10月頃
④ホームページ 作成セミナー	商用webを導入するにあたっての基礎知識の習得や ホームページを作成する初心者向けの講習を行います。	9月頃

問合せ先

中央区役所商工観光課中小企業振興係 ☎ 03 (3546) 5487

URL

〈中央区HP〉

② 経営セミナー

https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kosyu/index.htmlトップページ「商工業」→「講習・講演会」

③ 起業家塾の開催

https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyonosinko/kigyoukazyuku.html

トップページ「商工業」→「企業の振興と助成」



⑤事業主・従業員 宿泊研修	中央区工業団体連合会加盟の事業主及び従業員を対象 に、見聞を広め企業間の情報交換の場を提供するため の宿泊研修(講演、工場見学)を実施しています。	年1回 6月中旬 (金·土曜日)
⑥ハイテク センター ランチセミナー	中央区工業団体連合会加盟の会員を対象に、早稲田大学・早稲田大学エクスステンションセンターの先生方を講師に、豊富な知識・経験をもとにしたお話を聞く とともに、会員相互の親睦・情報交換を図るセミナーです。	年10回 4·8月を除く 原則月1回 水曜日
⑦新春経済 講演会	区内事業主及び従業員を対象に、国内外の経済状況と その展望をテーマとした講演会を実施しています。	年1回 1月下旬

問合せ先

中央区商店街連合会事務局 ☎ 03 (6228) 7905 中央区工業団体連合会事務局 ☎ 03 (6228) 7906

URL

〈中央区商店街連合会·中央区工業団体連合会HP〉 https://www.chuo-shokogyo.jp/



 \blacksquare

⑧新規就職者講座

区内中小企業に働く新規就職者を対象に、社会人としての基礎的な心得、知識を高めるための講座です。

4月上旬

問合せ先

(公財) 中央区勤労者サービス公社 「レッツ中央」

2 03 (3546) 8610

URL

〈レッツ中央HP〉

http://www.chuo-tokyo.com/



2. 事業活動の活性化のために

商工業、観光事業等の振興を図るため、本区規定により補助金を交付しています。

事 業 名		内 容			補 助 率	限	度	額
	観光資源保存 事業補助	郷土・風物等観 育成団体が行う観	光資源の保存並びに 開光事業	対象経費の 1/2		40万F (1会計年度		3回まで)
			, 商業団体による , 単独主催		象経費の /3	30万F (1会計年度		3回まで)
① 商工業観光	; ; ; ; 商業団体	商業団体が 期間を定めて	2商店街による共催 	対象経費の 1/2		30万F (1会計年度		2回まで)
事業等振興補助	事業補助	行う商業活動の 宣伝・装飾費	¦ 3以上の商店街 ¦ による共催		象経費の /3	30万F (1会計年度	-	回まで)
	 		商店街による他の商店 街事業への参加・交流		象経費の / 2	10万F (1会計年度		<u>′</u> 回まで)
	商工団体等 事業補助	商工団体が行う 企業近代化事業	施設見学・研修等	実		20万F (1会計年度		3回まで)
		中小企業等で組織する商工団体が 行う情報化事業 (インターネットホームページを開設) に対する助成		開設経費・運営 経費・ リニューアル 経費とも 対象経費の1/2		開設約 100万 運営約 50万円 リニュ 経費 40万円	i円 圣費 円 ューア	アル
②情報化支持	爰			般枠	対象経費の 1/2	5万円		
		中小企業がホームページを新規作成 または変更する場合にかかる費用の 助成		創業枠	対象経費の 2/3 ※区内で創業 予定の方、 区内で創業して 1年未満の方が 対象です。	6万円		
		中小企業が新たにオンライン販売・ 決済を行うためのサイトの構築や利 用に必要な費用の助成			助対象経費の分の10	6万円		
③販路拡大支援		中小企業が販路拡大のために開催される展示会等(インターネットを利用して行われるものを含む。)へ出展する場合に出展にかかる費用の助成(会場使用料・展示装飾に要する経費・出品物の運搬にかかる経費)			象経費の / 2	15万印	7	

事 業 名	内 容	補助率	限度額
③販路拡大等支援 (団体向け)	商店街または共同事業体が、受注の拡大、売上の向上、販路の拡大等を目的にした新たな事業を行う場合に、予算の範囲内において、必要な費用を助成	対象経費の 4/5	補助対象事業により異なる
④ 経営セーフティ 共済加入補助	独立行政法人中小企業基盤整備機構 (中小機構) と「中小企業倒産防止共 済(経営セーフティ共済)」契約を締 結した中央区内の事業者に対し、納 付した掛金を助成 ※補助対象経費:共済契約を締結した 月から6カ月分の掛金に相当する額	掛金月額の1/3 (月額限度額:2 ×6カ月分	
⑤ 中小企業技術者 高度研修助成	中小企業の技術者がより高度な技術 を習得する目的で専門機関等の研修 に参加する場合、その費用を助成	対象経費の 1/2	10万円
⑥ 産業高度化支援	区内工業団体が実施する中小企業の 産業高度化を図るための研修等に対 し助成	対象経費の 1/2	50万円

問合せ先

中央区役所商工観光課中小企業振興係 ☎ 03 (3546) 5487

- ①のうち観光資源保存事業補助:都市観光推進係 🕿 03 (3546) 5624
- ①のうち商業団体事業補助、商工団体等事業補助: 商工振興係 ☎ 03 (3546) 5328

URL

〈中央区HP〉

- ②情報化支援(中小企業がホームページを新規作成または変更する場合にかかる費用の助成、中小企業が新たにオンライン販売・決済を行うためのサイトの構築や利用に必要な費用の助成)
- ③販路拡大支援、販路拡大等支援(団体向け)
- ④経営セーフティ共済加入補助
- ⑤中小企業技術者高度研修助成

https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyonosinko/index.htmlトップページ「商工業」→「企業の振興と助成」



VI

⑦ 店舗・工場等 小規模再開発促進

地域生活関連型の店舗や、地場産業の工場等を存続させ、住宅や事務 所との秩序ある発展を図るものです。

店舗・工場等を一定以上の住宅との併設により建替える場合、建設費 について融資あっせんするとともに利子補給及び信用保証料補助を行う。

融資条件等は 区の HP でご確認ください。

問合せ先

中央区役所商工観光課相談融資担当 ☎ 03 (3546) 5330

URL

〈中央区HP〉

https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyohenoyusi/ kunoyusiseido/saishinyuushiseido.html

トップページ「商工業」→「企業への融資」→「区の商工業融資」

→ 「中央区商工業融資の概要」



中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について

「先端設備等導入計画」とは、中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模 事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。中央区の認定を受け た場合、臨時・異例の措置として固定資産税の特例や金融支援、国が実施する補助金での優先 採択(審査時の加点や補助率の上昇等)を受けることができます。

中央区の導入促進基本計画の主な内容

- ・労働生産性に関する目標が年平均3%以上向上すること
- ・対象区域は区内全域とすること
- ・対象業種・事業は全ての業種および全ての事業とすること
- ・導入促進基本計画の計画期間は国の同意日から 5 年間とすること
- ・先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とすること

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等を導入しようとする区内中小企業者は、当該設 備等の導入に関する計画(先端設備等導入計画)を策定し、その内容が中央区の導入促進基本 計画に合致する場合に認定を受けられます。

問合せ先

中央区役所商工観光課中小企業振興係 ☎ 03 (3546) 5487

URL

〈中央区HP〉

https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyonosinko/ sentansetubitoudounyukeikaku.html トップページ「商工業」→「企業の振興と助成」

→「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について」



国からの情報

4. 商店街の活性化のために

● 商店街支援事業補助

商店街が自ら企画し実施する事業で、東京都の「商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱」の適用を受ける事業を補助します。

事業名	内 容	対象者	補助率	限度額
		法人商店街(※1)	補助対象経費の2/3 1商店街当たり1年に2回まで、 共催の場合は1回追加	上限 600万円
イベント事業 補助	商店街の街区内で期間を定めて 行う事業で集客力を高めること 等を目的に行うもの	任意商店街 【原則】	補助対象経費の2/3 1商店街当たり1年に2回まで、 共催の場合は1回追加	上限 40万円
		任意商店街 【例外】 (※2)	補助対象経費の2/3 1商店街当たり1年に2回まで、 共催の場合は1回追加	上限 600万円
	*=0.***#	法人商店街 (※1)	補助対象経費の2/3	上限 1億円
活性化事業補助	施設整備事業、販売促進事業等 でイベント事業でないもの (商店街ビジョン作成を含む)	任意商店街 【原則】	補助対象経費の2/3	上限 40万円
		任意商店街【例外】(※2)	補助対象経費の2/3	上限 2,000万円
キャッシュレス	ァッシュレス 活性化事業のうち、キャッシュレス		補助対象経費の5/6	上限 8,340 万円
対応事業 決済環境を整備する取組		任意商店街【例外】(※2)	補助対象経費の5/6	上限 1,670 万円
多言語対応事業	活性化事業のうち、多言語での 情報提供、外国人の受入環境の 整備等でイベント事業でないもの	全ての 商店街	補助対象経費の5/6	上限 840 万円

^{※1} 法人商店街は、商店街振興組合法による商店街振興組合及び中小企業等協同組合法による事業協同組合(業種別団体を除く)を指します。

② 商店街美化促進事業補助

商店街の経費負担で整備を行った歩道・街路灯等の維持・管理経費を補助します。

- ①歩道等の補修 商店街が表層材を確保し、補修工事は区が行います。(商店街が整備した歩道等に限る。)
- ②街路灯等整備
- ・施設運営費補助 前年度 10 月分から当該年度 9 月分までの街路灯等に係る電気料又は無料公衆無線

LAN、無線スピーカー等に係る通信費のいずれかの 3 分の 2 (限度額 200 万円) を

補助します。

・施設補修費補助 施設運営費補助の対象となる施設等の補修費の2分の1 (限度額を60万円)を補助

します。

・清掃費及び点検費補助 街路灯の清掃費及び点検費を補助します。(限度額は別に定めます。)

❸ 商店街の法人化支援

商店街の法人化を支援するとともに、一定期間組織の運営費補助を行います。

^{※2} 任意商店街の例外適用は、会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書等を具備していることが条件です。

V

VII

資料

VI

4 東京商店街グランプリ

商店街の優れた取り組みを表彰し、ホームページや事例集等で広く宣伝・紹介することにより、集客の促進を図り商店街の活性化につなげることを目的としています。

問合せ先 中央区役所商工観光課商工振興係 🕿 03 (3546) 5328

6 中央区商店街連合会

中央区商店街連合会は、1951年(昭和26年)に結成され、70年にわたって活動しています。 中央区内の各商店街相互の緊密な連絡と親睦を深め、商店街の健全な発展を図ることにより、 区内の商業振興に寄与することを目的としています。

問合せ先

中央区商店街連合会事務局 🕿 03 (6228) 7905

URL

〈中央区商店街連合会·中央区工業団体連合会HP〉

https://www.chuo-shokogyo.jp/



5. ワーク・ライフ・バランスの推進のために

中央区では、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて取組を推進している中小企業等※を支援します。

※対象 中央区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、 一般社団法人、一般財団法人等

● 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業等を認定しその取組を広く紹介します。

中央区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業

ワーク・ライフ・バランスに取り組みたい企業や取組をさらに向上させたい企業に対し、専門のアドバイザーを派遣します(無料)。

3 ワーク・ライフ・バランスセミナー

ワーク・ライフ・バランスの普及を目的に、東京商工会議所中央支部との共催でセミナーを 開催します。

問合せ先 中央区役所総務部総務課女性施策推進係 ☎ 03 (5543) 0651

〒104-0043 中央区湊1-1-1

中央区立女性センター「ブーケ21」内

U R L 〈中央区HP〉

https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/danzyokyodosanga/ chuokuworklifebalance/index.html

トップページ 「暮らし・手続き」→ 「男女共同参画」

→「中央区ワーク・ライフ・バランス」



6. 工業関係者表彰

区内工業等、中小企業の振興に寄与した工業関係事業主及び優良従業員並びに事務局員の業績を広く顕彰し、区内の中小企業の発展に資することを目的に開催しています。

問合せ先

中央区工業団体連合会事務局 ☎ 03 (6228) 7906

URL

〈中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会HP〉 https://www.chuo-shokogyo.jp/kougyouren/hyousyou.html トップページ「工業団体連合会」

→ 「中央区中小企業工業関係者表彰」



7. 中央区立産業会館

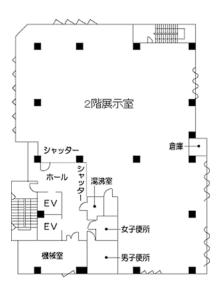
区内商工業の振興発展と地域社会の活性化を図るための施設で、企業の方々の商談・交流の場としての展示室を中心に、各種の会議、講習会、研修セミナー等地域のコミュニケーションセンターとして、幅広くご活用ください。

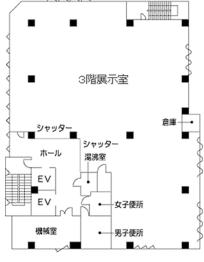
	展 示 室	集会室
利用時間	午前9時から午後5時まで (午前7時から午後10時まで延長利用可)	午前9時から午後9時まで (午後10時まで延長可)
利用期間	連続して6日間まで利用できます。	
休 館 日	年末年始 (12月29日~ 1月3日)	

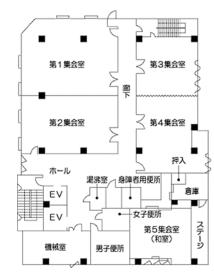
2階

3階

4階







VII

●利用料金

		展 示 室	
国	名	使用料(午前9時~午後5時)	延長料金
展示室	2階 (423㎡)	42,000円	1 時間あたり5,460円。
成小主 	3階 (428㎡)	42,000円	ただし搬出入のみ2,940円。

		集	会 室			
	利用区分		使月	月料		
室名		午 前	午後	夜間	全 日	延長料金
	定員	AM9:00~正午	PM:1:00 ~ PM:5:00	PM:6:00 ~ PM:9:00	AM:9:00 ~ PM:9:00	
第1集会室 (84㎡)	54名	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円	760円
第2集会室(66㎡)	42名	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円	620円
第3集会室(42㎡)	24名	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円	380円
第4集会室(54㎡)	30名	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円	520円
和室 (21畳)	35名	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円	760円

			乍	力 帯 設 備	
	種	別		単 位	使用料
展	示		台	1台/日	100円
商	談		机	1 脚/日	100円
商	談	椅	子	1 脚/日	100円
1 6	ミリ	映 写	機	1台/日	3,800円
デ ー	タプロミ	ブェクタ	_	1台/日	2,000円
ビ	デオ	装	置	1式/日	2,000円

●利用申込方法

電話又は公共施設予約システムで申込みができますが、公共施設予約システムをご利用になるためには、登録が必要となります。登録の際には本人確認書類等が必要になります。 集会室は、区民・区内中小企業優先利用と一般利用に区分されていますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

中央区立産業会館 ☎ 03 (3864) 4666

URL

〈中央区立産業会館HP〉

https://www.chuo-sangyo.jp



(場所) 中央区東日本橋2-22-4

●交诵機関/

都営浅草線東日本橋駅、都営新宿線馬喰横山駅、 JR 総武快速線馬喰町駅、JR 総武線浅草橋駅



8. 中央区立ハイテクセンター

区内の中小企業の情報化、人材育成、企業間交流等を促進することにより、区内産業の振興を図るための施設で、旧京華小学校を改修した複合施設《京華スクエア》内の 1・2 階にあります。

社内研修・会議、パソコン・インターネットを使った研修、各種セミナー、新製品の展示、 異業種交流・情報交換等、中小企業の振興にご活用ください。

施設内容

【研 修 室】 パソコン21 台、プリンター 2 台設置。インターネット(光ファイバー)接続可。 20 名が同時に学べるパソコンシステムを設置したOA対応の施設です。

〔展 示 場〕 35 ㎡

京華スクエアのエントランス部分を利用した、メーカー等が最先端機器などを紹介できる場です。

200 Vの三相電源があり、展示準備室も用意されています。

〔第一会議室〕 40 ㎡ (定員 27 名)

(第二会議室) 60 ㎡ (定員 45 名)

会議室では、プロジェクターの貸し出しや、パソコンをお持ち込みいただいた 場合のインターネットの接続も、有料で行っています。

(ロ ビ 一) 60 m

上記施設をご利用になる方々の、企業間交流の場としてご利用ください。

利用時間

午前9時~午後10時

休館日

年末年始(12月29日~1月4日)

利用申込方法

公共施設予約システムをお使いいただきますが、事前に登録が必要となります。登録の際には本人確認書類等が必要になります。

区内中小企業優先利用と一般利用に区分されていますので、詳しくはお問い合せください。

使用料及び利用時間 〇中小企業振興を目的とする利用に限ります。

室名	利用時間帯	利用単位	単位料金
研修室 [室料・パソコン (21台)・	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1 時間単位	インターネット利用なし 3,000円/1時間
プロジェクター (1台) 使用料含む]	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	1 四旬未瓜	インターネット利用あり 3,300円/1 時間
展示場[展示準備室を含む]	左前0時。左後10時	1 口甾烷	インターネット利用なし 2,700円/1日
(パソコンは持ち込みになります。) す。)	午前9時〜午後10時 	│1日単位	インターネット利用あり 6,000円/1日

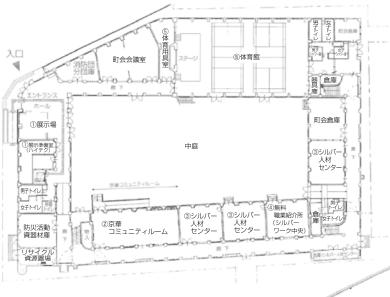
会議室	午前(9:00~12:00)	午後(13:00~17:00)	夜間(18:00~22:00)	全日(9:00~22:00)
第一会議室	1,000円	1,300円	1,300円	3,200円
(インターネット)	1,900円	2,500円	2,500円	6,500円
第二会議室	1,600円	2,100円	2,100円	5,200円
(インターネット)	2,500円	3,300円	3,300円	8,500円

会議室の使用料は、上段がインターネット利用なしの金額です。 下段が会議室にパソコンを持ち込まれてインターネット利用ありの金額です。

データプロジェクター使用料1回 …… 2,000円 (1日を1回とします。午前のみ利用する場合などについても1回になります。)

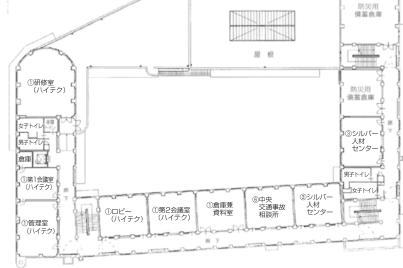
建物平面図

1階



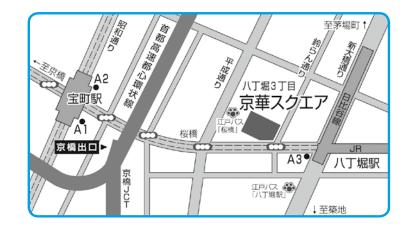
京華スクエア内の他の主な施設

- (公社) 中央区シルバー 人材センター (1 · 2階)
- ○シルバーワーク中央(1階)
- ○京華コミュニティルーム (1階)
- ○中央交通事故相談所(2階)
- ○早稲田大学エクステンション センター八丁堀校(3階)



2 階

VII



問合せ先 東京都中央区八丁堀3-17-9 京華スクエア 2 階

中央区立ハイテクセンター管理室 ☎·FAX 03 (3551) 3200

受付時間帯: 年末年始 (12/29~1/4) を除く毎日

午前 8 時30分~午後10時

URL 〈中央区HP〉

https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyonosinko/haitekusentar.html

(公財)東京都中小企業振興公社の助成事業一覧

※詳細は東京都中小企業振興公社のホームページから各々の助成事業案内をご覧いただき、 助成金事業ごとの担当部署へお問合せください。

URL 〈東京都中小企業振興公社HP〉

> https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/ichiran/index.html トップページ「助成金・設備投資」→「助成金一覧」